

選ばれる園芸産地緊急支援事業内容一覧

事業実施主体	採 択 基 準	補助対象経費 (事業内容)	左 の 説 明 (施設等の区分)	補助率 及び 上限補助額	計画変更申請要件
農業者の組織する団体(JA等の生産部会、農地所有適格法人等)	<p>次の要件を満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業協同組合等の生産者部会の場合、構成員は3戸以上であること。 農地所有適格法人の場合、農作業に直接150日以上従事する正社員が3名以上であること。 2 代表者及び会計責任者の定めがあること。 3 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。 4 共同出荷(販売代金の共同計算)をしていること。 5 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。 6 県や市町村から採択を受けた事業でないこと。 <p>対象品目 園芸品目(野菜、果樹、花き)</p>	販売力強化に係る経費	通信運搬費、借上費、販売アイテム及び販促資材等の作成費、資料印刷・製本費、旅費、商談会等の出展に係る費用、試食販売会等の開催や宣伝動画等の作成に係る委託費 等	1/2 以内 ※上限補助額 30千円/人 ただし1事業主体あたり4,500千円を超えないこと	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の中止または廃止 2 総事業費の30%を超える増減又は補助事業費の増